

国立大学法人京都工芸繊維大学広告掲載要項

令和元年12月27日

学長裁定

最終改正 令和5年1月25日

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）が発行又は発信する印刷物等その他の資産に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告掲載 本学の財産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載すること、又は特定の別称を付与すること（以下「ネーミングライツ」という。）をいう。
- (2) 広告媒体 次に掲げるもののうち、広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 本学が作成する広報誌、冊子類、封筒等の印刷物
 - イ 本学が管理するウェブサイト
 - ウ 土地、建物、物品その他の本学の財産
 - エ その他広告媒体として活用できるものとして学長が認めるもの
- (3) 広告主 広告掲載を申請し、広告掲載の決定を受けた民間事業者等をいう。

(基本的な考え方)

第3 広告掲載は、広告媒体の本来の目的に支障を生じさせないとともに、広告媒体の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び公平性を損なわないようにするものとする。

(広告掲載の基準)

第4 広告掲載は、次のいずれかに該当する民間事業者等の広告とする。

- (1) 本学の教職員又は学生に有益な情報提供を行う民間事業者等
- (2) 本学の卒業生又は修了生が就職している民間事業者等及び採用を希望する民間事業者等
- (3) 本学の教育研究活動の成果を活用して事業を行う民間事業者等
- (4) 本学と共同研究又は受託研究を行う民間事業者等
- (5) 本学に寄附を行った民間事業者等
- (6) その他学長が認める民間事業者等

2 広告掲載は、広告の内容が次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

- (3) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの
- (4) 本学又は第三者が保有する著作権、商標権、肖像権その他知的財産権を害するもの
又はそのおそれのあるもの
- (5) 本人の承諾なく個人情報を掲載するなどプライバシーを害するもの又はそのおそれ
のあるもの
- (6) 選挙に関するもの
- (7) 政治性のあるもの
- (8) 宗教性のあるもの
- (9) 社会問題についての意見広告
- (10) 個人の氏名又は法人名の名刺広告
- (11) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの
- (12) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (13) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (14) 責任の所在が不明確なもの
- (15) その他学長が本学の財産等を活用した広告として不適當であると認めるもの
(広告掲載の募集)

第5 広告掲載を募集しようとするときは、学長は、役員会の審議を経て、広告媒体のうちから募集の対象となるものを選定するものとする。

- 2 広告掲載の募集は、前項で選定した広告媒体について、公募により行うものとする。
(広告の規格等)

第6 広告掲載の募集にあたり、広告の規格、掲載位置、掲載料、その他広告掲載に関し必要な事項は、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて定めるものとする。

(広告掲載の申請)

第7 広告掲載を希望する者は、別記様式第1-1号(ネーミングライツにあつては別記様式第1-2号)により、学長に申請するものとする。

(広告掲載の決定)

第8 第7による申請があつたときは、学長は、役員会の審議を経て、広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 学長は、広告掲載の決定にあたり、必要な条件を付することができる。
- 3 学長は、広告掲載の可否を決定したときは、別記様式第2-1号(ネーミングライツにあつては別記様式第2-2号)により広告主に通知するものとする。

(広告原稿等の作成及び提出)

第9 広告主は、広告原稿等を作成し、所定の期日までに提出するものとする。

- 2 広告原稿等の作成に関する一切の経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 学長は、広告原稿等の内容が、第4、第6又は第8第2項の規定に反すると判断したときは、広告主に修正又は削除を求めることができる。

(広告掲載料の支払い)

第10 広告主は、広告掲載の決定後、本学が発行する請求書により所定の期日までに広告掲載料を支払うものとする。

(広告掲載の取消し)

第11 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主から、広告掲載の取消しの申出があったとき。
- (2) 広告掲載料が、指定の期日までに支払われなかったとき。
- (3) 指定の期日までに広告原稿等が提出されないとき。
- (4) 広告掲載の申請書等において、虚偽の記載等が判明したとき。
- (5) 広告主が、この要項及びその他関係規則に違反したとき又は違反したことが判明したとき。
- (6) その他学長が広告掲載の決定を取り消すことが適当であると認めたとき。

2 学長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合、広告主に対し理由を付してその旨を通知するものとする。

3 広告主は、前項の規定により広告掲載の取消し通知を受けたときは、直ちに広告掲載を取りやめるものとする。

4 広告掲載の取消し通知後、広告主が直ちに広告掲載を取りやめないときは、学長は当該広告を削除、撤去等することができる。

(広告掲載料の返還)

第12 納付済みの広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責に帰さない事由により広告掲載を中止したときは、その一部又は全部を返還することができる。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第13 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び当該広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、本学に対して保証するものとする。

3 広告に関連して本学又は第三者が損害を被ったときは、広告主の責任及び負担において、解決するものとする。

4 広告掲載期間の満了又は広告掲載の取消しに伴い、原状回復等の必要が生じたときは、その費用は広告主が負担するものとする。

(事務)

第14 広告掲載に関する事務は、会計課において処理する。

(その他)

第15 この要項に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要項は、令和元年12月27日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和5年1月25日から実施する。

様式第1-1号(第7関係)

年 月 日

国立大学法人京都工芸繊維大学長 殿

住 所
申請者

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名を記入してください。)

広告掲載申請書

国立大学法人京都工芸繊維大学広告掲載要項(令和元年12月27日学長裁定)第7の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

| | | |
|-----------------------|--------------------------------------|--|
| 広 告 媒 体 | | |
| 広 告 の 規 格 | | |
| 広 告 の 内 容 (記入又は添付) | | |
| 掲 載 希 望 期 間 | 年 月 日 () ~ 年 月 日 () | |
| 広 告 掲 載 料 | | |
| 連 絡 先 | 担当者氏名 | |
| | 電話/FAX | |
| | E - m a i l | |
| そ の 他 | 申請にあたっては、国立大学法人京都工芸繊維大学広告掲載要項を遵守します。 | |

様式第1-2号(第7関係)

年 月 日

国立大学法人京都工芸繊維大学長 殿

住 所
申請者

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名を記入してください。)

ネーミングライツ申請書

国立大学法人京都工芸繊維大学広告掲載要項(令和元年12月27日学長裁定)第7の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

| | | |
|-------------------------------|--------------------------------------|--|
| 施 設 等 名 | | |
| 別 称 案 | | |
| 応募の趣旨及び 別称等の理由 (記入又は添付) | | |
| 付与希望期間 | 年 月 日 () ~ 年 月 日 () | |
| ネーミングライツ料 | | |
| 連 絡 先 | 担当者氏名 | |
| | 電話/FAX | |
| | E-mail | |
| そ の 他 | 申請にあたっては、国立大学法人京都工芸繊維大学広告掲載要項を遵守します。 | |

年 月 日

(広 告 主) 様

国立大学法人京都工芸繊維大学長

広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申請のありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

| | | |
|-----------|---|--|
| 決 定 区 分 | <input type="checkbox"/> 可とする <input type="checkbox"/> 一部修正のうえ可とする (修正内容) <input type="checkbox"/> 不可とする | |
| 広 告 媒 体 | | |
| 広 告 の 規 格 | | |
| 掲 載 期 間 | 年 月 日 () ~ 年 月 日 () | |
| 広 告 掲 載 料 | 年 額 | |
| | 総 額 (年間) | |
| 広告原稿提出期限 | | |
| 留 意 事 項 | 広告掲載にあたっては、国立大学法人京都工芸繊維大学広告掲載要項を遵守すること。 | |

年 月 日

(広 告 主) 様

国立大学法人京都工芸繊維大学長

ネーミングライツ決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたネーミングライツについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

| | | |
|-----------|---|--|
| 決 定 区 分 | <input type="checkbox"/> 可とする <input type="checkbox"/> 一部修正のうえ可とする (修正内容) <input type="checkbox"/> 不可とする | |
| 施 設 等 名 | | |
| 別 称 | | |
| 付 与 期 間 | 年 月 日 () ~ 年 月 日 () | |
| ネーミングライツ料 | 年 額 | |
| | 総 額 (年間) | |
| 留 意 事 項 | ネーミングライツ実施にあたっては、国立大学法人京都工芸繊維大学広告掲載要項を遵守すること。 | |